

羽村市協働事業推進マニュアル

～ 市民活動団体と行政の協働事業を推進するために～

個人ボランティアの参加・協力による協働事業編

平成 18 年 4 月

も く じ

- 1 ボランティアの参加・協力の形態・・・・・・・・・・P1
- 2 無償によるボランティアの参加・協力の原則・・・・・・・・P1
- 3 ボランティアの参加・協力による協働事業の進め方の
ポイント・・・・・・・・P2

ポイント

- 1 事業へのボランティアの参加・協力は、その目的、ボランティアの特性などを理解したうえで、導入する。・・・・・・・・・・P2
- 2 ボランティアを募集する際には、以下の事項を明確に示して、広報はむらやホームページなどを活用して広く募集します。・・・・・・・・P2
- 3 活動プログラムの検非処階から、ボランティアの参加を促進する。・・・・・・・・P3
- 4 事業を実施する際には、ボランティアとの意思疎通を図り、日常的に連携する。・・・・・・・・P3
- 5 ボランティアが活動しやすい環境を整備する。・・・・・・・・P3
- 6 ボランティア保険への加入を促します。・・・・・・・・P4
- 7 ボランティアの意見を考慮して事業の見直しをする。・・・・・・・・P4

- 参考資料 東京都における事業例・・・・・・・・・・P5

はじめに

羽村市では、個人のボランティアの参加・協力による協働事業が多く実施されています。

行政へのボランティアの参加・協力は、市民ニーズにより即した形で、きめ細かく柔軟に市民サービスを提供できる点で優れています。

また、自分の意欲や能力を社会の中で活かしたいと考えている市民に、活躍の場を提供することにもなります。

このため、市民活動団体との協働事業だけではなく、個人ボランティアの参加・協力による協働事業も推進していくことが必要です。

なお、ボランティアの参加・協力が、将来的に市民活動団体を組織するきっかけになる場合もあります。

1 ボランティアの参加・協力の形態

専門ボランティア	一般ボランティア
豊富な経験や専門性を発揮するボランティア (例：防災ボランティア、語学ガイドボランティアなど)	イベントや施設などで行政サービスを行う際に協力するボランティア

2 無償によるボランティアの参加・協力の原則

サービスの受け手と担い手が対等の立場になる手段として発生した「有償ボランティア」は、最低賃金以下の謝礼を支払うことなどにより、福祉の分野で広がっています。

しかし、行政が直接有償ボランティアを活用し、謝礼を支払うという「有償ボランティア」は、労働者性の有無という観点などから臨時職員との区分など不明確な部分もあるため、国の動きなどを注視し、慎重に検討していくことが必要です。

このため、市のボランティアの参加・協力による協働事業については、ボランティアの自主性を尊重したうえで、事業実施に関する共通認識を十分に

図ることを前提に、原則的に無償とします。

なお、ボランティアが組織化し、市民活動団体となった場合に、委託や補助・助成などの形態により協働する際には、「協働事業推進マニュアル」を参考にしてください。

3 ボランティアの参加・協力による協働事業の進め方のポイント

ポイント1

事業へのボランティアの参加・協力は、その目的、ボランティアの特性などを理解したうえで、導入する。

【目的の理解】

- ・ 事業へのボランティアの参加・協力は、単に無償の労働力として経費を節減するために行うものではありません。
- ・ より良いサービスの提供やボランティア個人の意欲などを理解したうえで、導入を検討する必要があります。
- ・ ボランティアの特性を活かしたより良いサービスを提供することが目的です。
- ・ 社会貢献したいという市民のニーズに応えることも目的の一つと言えます。

【特性の理解】

- ・ ボランティアには、自主性・自発性・無償性・社会性・機敏性・柔軟性などの特性があり、それらを理解することが大切です。

ポイント2

ボランティアを募集する際には、以下の事項を明確に示して、広報はむらやホームページなどを活用して広く募集します。

【募集の際に明確にする事項の例】

事業名

活動目的

具体的な活動内容

活動に必要な技術・知識・資格

活動の時間、期間(活動頻度、1回あたりの時間)

活動の開始・終了時期

活動場所

ボランティアの義務(活動報告など)

費用(交通費、ボランティア保険など)

担当部署

ポイント3

活動プログラムの検討段階から、ボランティアの参加を促進する。

ボランティアの参加・協力による協働事業においては、事業の検討段階からの参加や、ボランティアによる活動プログラムの作成など、自主性をもって事業に関われるように工夫します。

ポイント4

事業を実施する際には、ボランティアとの意思疎通を図り、日常的に連携する。

ボランティアの参加・協力による協働事業を進める際には、ボランティアとの定期的な話し合いの場を持ち、意見交換を通じてサービスの向上を図ることが必要です。

また、ボランティア側に、中心となる人を選出してもらい、グループとして活動してもらうことで、事業をより効率的で円滑に進めることができます。

ポイント5

ボランティアが活動しやすい環境を整備する。

事業を円滑に進めるために必要な場合には、活動プログラムの検討や定期的なミーティングを行うための活動の場所を提供することが必要です。また、活動に必要な用具や機器の貸与が必要な場合もあります。

ポイント6

ボランティア保険への加入を促します。

活動中のボランティア自らの事故や損害、第三者への加害の際に備え、ボランティア保険に自己の負担で加入する必要があります。

参加するボランティアが、既に保険に加入している場合は新たに加入する必要はありません。

【ボランティアの責任とボランティア保険】

行政には、事業の主催者としての責任があります。一方、ボランティアには、ルールや注意事項に従わなかったことにより生じた事故・損害や、利用者などの個人情報の保護違反などに対しては、自らが責任を負うことがあることを事前に十分説明しておくことが必要です。

ボランティアの参加・協力事業を行う場合は、「全国市長会」市民総合賠償補償保険の概要を説明するとともに、自己負担によるボランティア保険の加入を促します。

「全国市長会」市民総合賠償補償保険

市が一括加入している保険です。市の事業におけるボランティアの事故等がこの保険の対象となる場合もあります。ただし、対象とならない場合もあるので、ボランティア保険への加入は必要です。詳細は契約管財課へ確認してください。

ポイント7

ボランティアの意見を考慮して事業の見直しをする。

市民活動団体との協働と同様に、事業の効果やボランティアの参加・協力の内容を見直し、今後の事業改善に活かします。その際、ボランティアの意見も十分考慮することが大切です。

また、ボランティアの意欲や能力が十分発揮できるよう、活動プログラムを見直します。

参考資料

東京都におけるボランティアの参加・協力事業例（平成16年度社会貢献活動団体等との協働事業一覧』東京都生活文化局から）

（注） 欄の網掛けは、NPO 法人と協働を行っている事業です。

	事業名	局名	所管部課	事業概要
1	病院ボランティア活動	職員共済組合事務局	青山病院事務室庶務課	（目的） 病院における患者さんのQOLの向上を図ること、病院と地域社会とのつながりを深めること及びボランティア活動を通して本院及び医療一般について理解の浸透を図ること。 （内容） 総合案内の手助け（初診案内や面会者の案内） 図書・音楽CDの貸出し ガーデニング（病棟バルコニーの花壇の水やり、院庭花壇の手入れ） ハートフルコンサート（月1回の電子ピアノ演奏会。平成15年9月から開始）
2	ボランティアによる出前寄席事業	生活文化局	消費生活総合センター活動推進課	悪質商法の実態や問題点、対応策その他消費者に有益な情報等を落語等により都民にわかりやすく伝え、消費者被害の未然防止等を図るため、利用者からの申込みに応じ、落語・漫才・コントによる消費者問題啓発ボランティアのグループを派遣している。
3	東京都防災（語学）ボランティア	生活文化局	文化振興部事業推進課	震災等の大規模な災害時に、語学能力を活用して被災外国人等を支援するために、一定以上の語学力を有する都民や外国人等を防災（語学）ボランティアとして募集選考登録する。東京都（語学）ボランティアニュースの発行や東京都防災（語学）ボランティア研修会等を実施している。
4	東京都江戸東京博物館ボランティア（本館）	生活文化局	文化振興部企画調整課（江戸東京博物館管理課）	日本人及び外国人向けに常設展示室での展示ガイドや、団体来館者向けに施設概要、展示のみどころ紹介などの事前案内をおこなっている。
5	東京都江戸東京博物館ボランティア（分館）	生活文化局	文化振興部企画調整課（財）東京都歴史文化財団	園内茅葺き民家において燻煙と炉端での昔語りなどの自主活動を行うほか、団体向け園内ガイド、夕涼み等イベントを行っている。
6	東京都写真美術館ボランティア	生活文化局	文化振興部企画調整課（財）東京都歴史文化財団	当館実施のワークショップ事業に関するサポート活動を通して、市民の生涯学習を支援する。
7	東京都現代美術館ボランティア	生活文化局	文化振興部企画調整課（財）東京都歴史文化財団	現代美術館と観覧者との架け橋として、ボランティアが、常設展示の作品解説及び団体観覧者へのオリエントレーション等を行う。

8	多摩ニュータウンアダプトの日」におけるアダプト活動	都市整備局	市街地整備部 多摩ニュータウン事業室(ニュータウン地元4市(八王子、町田、多摩、稲城)の公園関連課)	多摩ニュータウンまちづくり協議会(以下、協議会という)」(4市助役、公団本部長、都理事(当時))では、都市管理の仕組みづくりとして、公共施設の管理にアダプト制度の活用を検討してきた。その結果、2002(平成14年)には、八王子市と稲城市が要綱を設置するなど、各市独自の取り組みに関する成果があがっている。 2003(平成15)年11月に開催した第3回「協議会」において、多摩ニュータウンアダプトの日」を毎年5月の第四土曜日に決定し、それを受けて各地元市が、多摩ニュータウン住民、企業と協働して植栽、美化運動、清掃などの里親活動を展開している。
9	東京都防災ボランティア(応急危険度判定員)の養成	都市整備局	市街地建築部 建築企画課	地震後、余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定を実施する防災ボランティアの養成等を行う。
10	都立高齢者福祉施設(養護老人ホーム・ナーシングホーム(特養・老健施設)での利用者サービスの支援	福祉保健局	高齢者部施設 経営課	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム等での行事の手伝い、所外活動での利用者付き添い、クラブ活動の指導、学生ボランティア体験学習など幅広く活動の場を提供している。
11	メンタルフレンド(ふれあいの友)派遣事業	福祉保健局	東京都児童相談センター事業課	様々な社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな児童に対する児童相談所の訪問指導等の一環として、18歳から30歳未満のボランティアの青年(メンタルフレンド)を派遣し、児童、保護者とのふれあいの中で、児童の自主性・社会性の伸長を援助する。
12	東京都児童会館ボランティア	福祉保健局	東京都児童会館	ボランティアを希望する人達に活動の場を提供し、生涯学習の一助とすると同時に、利用児童等へのサービスの向上を図る。高校生及び小中学生にボランティア体験の場を提供し、自主性・責任感を育む。
13	都立児童養護施設及び障害者(児)施設におけるボランティアの受入	福祉保健局	少子社会対策部 育成支援課 障害者施策推進部施設福祉課 (東京都社会福祉事業団)	児童養護施設における学習ボランティア・生活ボランティア児童(小学生・中学生)の学力の向上を図るための学習指導や余暇活動(スポーツや英会話等)、長期休暇中の外出・お祭りなどへの援助をお願いしている。 障害者(児)施設におけるボランティアの受入利用者の方々の生活を潤いと変化のあるものとするため、余暇活動やレクリエーション、園内行事への参加、利用者の外出時の付き添いなど、いろいろな援助をお願いしている。

14	肢体不自由児施設・重症心身障害児施設におけるボランティアの受入	福祉保健局	障害者施策推進部療育課	センターにおける行事等にボランティアとしての参加をお願いし、イベントの準備や運営上の協力をいただいている。 日常生活・療育活動（入園児の入浴介助・縫製・遊び相手など）や通学・通所の送迎など、様々な援助をお願いしている。
15	食品衛生推進員事業	福祉保健局	健康安全室食品監視課	食品関係業者等の自主的衛生管理を促進するため、食品衛生の向上に熱意と職見を有する者を「食品衛生推進員」として知事が委嘱し、地域における自主管理の推進、業界団体や飲食店業者等への指導、助言、保健所の事業への協力などを行う。
16	飼い主のいない猫との共生モデルプラン	福祉保健局	健康安全室環境衛生課	これまで実効的な対策がなかった飼い主のいない猫に係る問題について、飼い主のいない猫対策のモデル事業を13年度から実施している。 地域でのルールを作り、人と猫との共生に向けて、住民主体で民間団体及び行政が協働していく仕組みを構築する。これを試行的に行う地域の取組みを「モデルプラン」として、その地域を「モデル地域」に指定し、合意形成に向けて区市町村及び都が支援を行う
17	東京都薬物乱用防止指導員の設置	福祉保健局	健康安全室薬務課	地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を展開するため、「薬物乱用防止指導員」を知事が委嘱し、区市町村、保健所等と連携・協力して街頭キャンペーンや講習会などの啓発活動を行う。また、組織的に啓発活動に取り組むため、指導員で構成する「東京都薬物乱用防止推進地区協議会」及び「地区協議会」（48地区）を設置している。
18	患者サービスの向上等を図るための活動	病院経営本部	広尾病院	屋上庭園及び院内緑地の手入れ。 これまでは、個人ボランティアと院内園芸クラブが活動してきたが、本年度から広尾看護専門学校生が登録して活動している。
	患者サービスの向上等を図るための活動	病院経営本部	広尾病院	患者サービスの向上、病院と地域社会のつながりを深めることなどを目的として、小児病棟における学習指導、外来部門における案内や患者の手助けを行う。
	巡回図書サービス	病院経営本部	広尾病院	入院患者の療養環境の向上を図るため、病棟を巡回して図書を貸し出す（図書は職員からの寄付）。
	院内コンサート	病院経営本部	広尾病院	ニューイヤーコンサート、クリスマスコンサートなどを、年間4回開催している。

19	小児入院患者の遊び相手	病院経営本部	大塚病院	患者の案内や話し相手、子供の遊び相手、小児病棟の壁飾り作りなどを行っている。
	外来ボランティア	病院経営本部	大塚病院	外来患者の案内、付き添い、患者の話し相手、車椅子の介助等を行っている。
	保育ルーム	病院経営本部	大塚病院	入院患者のご家族が面会に伴って連れてこられたお子様を預かる、保育ルームを週1回開いている。
20	絵画教室	病院経営本部	大塚病院	不定期に絵画教室を開催している。
	院内コンサート	病院経営本部	大塚病院	年10回、地下1階ホールにおいてコンサートを開催している。
	外来ボランティア	病院経営本部	駒込病院	外来患者の案内、付き添い、患者の話し相手、車椅子の介助等を行っている。
21	入院患者の援助	病院経営本部	駒込病院	入院患者の話し相手、洗濯物の整理等日常生活の援助を行う(随時)
	外来案内	病院経営本部	豊島病院	外来初診患者の受付の手助け、及び患者・見舞客等への院内の案内等を行う
	絵画・写真等の展示	病院経営本部	豊島病院	外来フロアー、検査室及び病棟内に、活動者の作成した絵画、押花及び写真等の展示を行う
	季節の集い&コンサート(七夕・クリスマス・その他)	病院経営本部	豊島病院	七夕やクリスマス、その他季節毎の集い(茶話会)、コンサート、落語等を病棟(緩和ケア病棟)内で行う
	クリスマス・コンサート	病院経営本部	豊島病院	外来フロアーで患者さまを対象としてクリスマスコンサートを行う
	屋上庭園の管理	病院経営本部	豊島病院	緩和ケア病棟に付設されている屋上庭園の草花の手入れを行う。また、病棟内の装飾や、行事の準備等も適宜行う
	巡回図書	病院経営本部	豊島病院	寄付により集まった図書をワゴンに積み、病棟内を巡回し貸し出しサービスを行う。
22	小児入院患者の遊び相手	病院経営本部	豊島病院	紙芝居 絵本の読み語りなど、小児病棟に入院している患者の遊び相手となる。15年度より、面会者同伴児の保育ボランティアも開始。
	総合案内補助	病院経営本部	荏原病院	申込書の記入補助、患者の案内を行う
	院内コンサート	病院経営本部	荏原病院	玄関ホールや病棟食堂において、バイオリン、アイリッシュハープ等のコンサートを行う。
	院内庭園の整備	病院経営本部	荏原病院	ボランティア用花壇の整備(水やりや肥料やり、植え替え等)を行う
	図書(荏原文庫)の整備、巡回図書	病院経営本部	荏原病院	外来や病棟食堂に設置されている本棚の整備及び本の修理を行う。また、病棟を巡回しての図書の貸出、小児科でのリーディングサービス、紙芝居、パネルシアターを行う
夏!体験ボランティア	病院経営本部	荏原病院	社会福祉法人大田区社会福祉協議会(大田ボランティアセンター)の	

				協力依頼のもと、総合案内補助、図書整備(巡回図書)の活動の機会を提供し、夏休み期間を利用した学生の体験ボランティアを受け入れる。
23	外来患者の誘導・診療受付補助	病院経営本部	墨東病院	患者の案内(診療場所・窓口・検査室等)、受診票や予診票の代筆、小さな子どもの相手を行う。
	巡回図書サービス	病院経営本部	墨東病院	入院患者向けに病棟を巡回し、本の貸し出しを行っている。
24	患者接遇等のボランティア活動	病院経営本部	府中病院	(1)病院案内の手助け院内各所への案内、体が不自由な方への手助け、予約申込の手助け、お子さま連れの方のためのお子さまの遊び相手等 (2)小児科病棟での活動 小児科病棟のプレスルームで入院患者の遊び相手や読み取り、食事介助等
	院内コンサートのボランティア活動	病院経営本部	府中病院	院内において、月に1度コンサートを行う。
	図書室運営・巡回図書のボランティア活動	病院経営本部	府中病院	院内の図書室において、図書の整理や目録作成、各病棟への巡回図書の実施。 巡回図書は週2回、金曜日と土曜日に実施。
25	病院ボランティア	病院経営本部	神経病院	主として病棟で、患者とのふれあいを通じて、潤いのある入院生活を送っていただく一助とする。活動内容は、話し相手、散歩の付添いなどふれあいを中心とする。
26	入院時の話し相手・遊び相手	病院経営本部	清瀬小児病院	入院時の話し相手・遊び相手を行う。
	はり絵作品の掲示	病院経営本部	清瀬小児病院	はり絵作品の掲示を行っている。
	サンタクロースの病棟訪問	病院経営本部	清瀬小児病院	サンタクロースの病棟訪問を行う。
	院内コンサート	病院経営本部	清瀬小児病院	バイオリン・チェロ・ドラム・歌等の演奏
	ケアリング・クラウンによる病棟訪問	病院経営本部	清瀬小児病院	ケアリングクラウン(音楽・パレールンその他を使用)による病棟訪問
	院内ケア	病院経営本部	清瀬小児病院	患者兄弟姉妹のケア(保護者が病棟で面会中の兄弟姉妹のケア)
	図書整理	病院経営本部	清瀬小児病院	外来に設置してある児童書、絵本などの整理
	手作り紙芝居の上演	病院経営本部	清瀬小児病院	手作り紙芝居を月1回病棟を巡回して上演する。
人形劇の公演	病院経営本部	清瀬小児病院	人形劇団(くまのこ)による人形劇の公演	
27	病棟ボランティア	病院経営本部	八王子小児病院	療養生活のQOLの向上のため、入院患者に対する話の相手、遊びの相手などとなる。
	外来ボランティア	病院経営本部	八王子小児病院	外来患者に対するサービス向上のため、週2回程度、診療受付の補助、院内案内・誘導、一時託児などを行う。

	療育デイケアボランティア	病院経営本部	八王子小児病院	障害児・家族に対する療育の機会の提供と療育の指導、月一回障害児療育デイケアをボランティアと協働して実施している。
	口腔衛生ボランティア	病院経営本部	八王子小児病院	入院患者に対する口腔衛生のため、歯科医らにより週1回1時間程度歯科健診やブラッシング指導を行っている。
	図書ボランティア	病院経営本部	八王子小児病院	外来図書コーナーの整理と図書の修理を行っている。
	病棟ボランティア(夜間)	病院経営本部	八王子小児病院	面会終了時における入院患者の精神的動揺を抑えるため、話の相手、遊びの相手などとなる。
28	患者さんの話し相手	病院経営本部	松沢病院	患者さんの話し相手となり療養生活に変化を持たせる。
	介護美容	病院経営本部	松沢病院	月に2回程度、病棟において患者さんに化粧等を行い、療養生活に潤いを持たせる。
	植木の剪定	病院経営本部	松沢病院	専門学校の授業の一環として1週間程度、院内樹木の剪定を行う
	音楽演奏	病院経営本部	松沢病院	病棟、ホール等において随時音楽演奏を行い、療養生活に潤いを持たせる。
	動物とのふれあい活動	病院経営本部	松沢病院	患者さんと動物のふれあいを通じて、療養生活のゆとりを持たせる。
29	幼児・学童との遊び相手・学習指導等	病院経営本部	梅ヶ丘病院	幼児・学童との遊び相手、学習指導等を行っている。
	院内清掃	病院経営本部	梅ヶ丘病院	院内の雑草取りを行う 5月～10月に月1回(無料)実施。
	コンサート	病院経営本部	梅ヶ丘病院	文化祭における演奏
30	観光ボランティアの活用	産業労働局	観光部企画課	帰国子女や海外駐在経験者を観光ボランティアとして募集・登録し、国際会議やイベント等において積極的に活用することを通じて、訪都外客に対し「おもてなしの心」を伝え、訪都外客の増大を図る。
31	観光ボランティアによる観光案内の充実	産業労働局	観光部振興課	上野地区観光まちづくり推進事業の一環として、上野公園及びその周辺の回遊性を高めるため、台東区等と連携し、観光ボランティアを活用した観光案内を実施する。本事業を実施することにより、旅行者の利便性が高まるとともに、旅行者の回遊性が高まることによる地域経済の活性化が図られる。
32	建設防災ボランティアとの協働(災害時の初動対応の充実)	建設局	総務部企画調整課	東京都に大規模な地震や土砂災害が生じたとき、公共機関等に協力し、公共土木施設、砂防施設及び土砂災害危険箇所にかかる、被災情報の迅速な収集や応急復旧などの支援活動を行うことで、被災地域への円滑な救援活動や被災施設の早期普及等を図る。
33	道路の緑化に関する協定 目黒通り	建設局	第七建設事務所管理課	花苗の配付、園芸用具等の提供 草花の植え付け、育成

				除草、清掃 緑化の啓発
34	道路の緑化に関する協定 環八通り	建設局	第七建設事務所管理課	四季の花壇植え付け、灌水、施肥、除草、清掃、剪定、害虫防除 異常の通報
35	都道の緑化に関する協定 外苑西通り	建設局	第七建設事務所管理課	花苗の植付け・育成・水遣り等 植込地内及び周辺の清掃 異常の通報
36	みんなでつくり育てる「どじょう池(ピオトープ)」(野川)	建設局	北多摩南部建設事務所工事第二課	北多摩南部建設事務所と市民団体「みんなでつくる野川ピオトープの会」は適正な水環境の再生を図ることを目的に、ピオトープ創出の一環として野川第一調節池内に「どじょう池」を協働してつくり、維持管理していく。
37	落合川いこいの水辺ボランティア	建設局	北多摩北部建設事務所工事第二課	落合川が真に市民のための水辺となるように、維持管理の一部を「落合川いこいの水辺市民ボランティア」が行うことにより、行政と市民との信頼関係に基づいた良好な河川の維持管理を実現することを目的とする。 (落合川の老松橋～毘沙門橋の一部を月に2度の割合で清掃している。)
38	金山調節池の湿地性生態系と水辺環境の保全活動	建設局	北多摩北部建設事務所工事第二課	(目的) 行政(都・市)とボランティアが協働して、調節池の治水機能との整合性を図りながら貴重な湿地性生態系およびこれに関連する河川環境を保全していく。 (活動内容) 湿地性生態系および河川環境の観察 調査。 湿地性生態系および河川環境の保全 改善。 湿地性生態系および河川環境の保全に必要な広報活動
39	代々木公園「公園ボランティア」事業	建設局	東部公園事務所代々木公園管理事務所	都民協働(都立公園ボランティア制度)による代々木公園の資源の活用、魅力増進(みどり、文化、スポーツ)
40	東京都立木場公園ボランティア	建設局	東部公園緑地事務所事業推進課(財)東京都公園協会)	都市緑化植物園全体で住民参加型の管理運営を行うこととし、既に愛好団体が設置運営している帰化植物園についても見本園として都市緑化植物園に取り組み、全体でボランティアによる管理運営を目指している。
41	神代植物公園ボランティア	建設局	神代植物公園管理事務所	神代植物公園の植物栽培、管理、グリーンギャラリー等に関すること
42	野川公園緑の愛護ボランティア	建設局	西部公園緑地事務所管理課(財)東京都公園協会)	野川公園内の自然観察園の環境維持作業を主として行う。その他各種自然教室などの実施にあたりボランティアとして参加 協力する。
43	桜ヶ丘公園ボランティア	建設局	西部公園緑地	雑木林の市民参加型の植生管理を

			事務所管理課 (財)東京都公園協会)	行うため ボランティアが、作業・植生管理の影響の調査・自然教室・研修を行っている。
44	野山北・六道山公園ボランティア	建設局	西部公園緑地事務所管理課 (財)東京都公園協会)	雑木林の維持管理、田んぼの維持管理、里山の自然環境学習等
45	小山内裏公園ボランティア活動	建設局	西部公園緑地事務所管理課 (小山内裏公園管理所)	都民協働の公園管理と充実した事業促進のため、ボランティア団体と協力してイベントの開催や清掃活動・自然保全・教育活動などを実施している。 里山活動(田んぼ管理、ほた木づくりなど) 畑・花壇管理活動(そば撒き・収穫、花壇づくり、むぎ踏みなど) 清掃・パトロール活動(わんわんパトロール・園内清掃など) イベント活動 他(どんど焼き、そば打ち教室、米脱穀、広報紙製作・発行など)
46	ガイドボランティアによる園内植物の説明など	建設局	神代植物公園管理事務所	園内の見どころ、その時々のお花の説明、バラフェスタ時のバラのガイドツアーをとおして、解説の充実を行っている
47	大戸緑地プレ・パーク事業	建設局	西部公園緑地事務所工事課	公園予定地(町田市大戸緑地)内の公有地において、雑木林の維持管理や再生、園路や展望地といった利用空間づくりを、ボランティアと行政との協働により行い、参加者の森づくりに対する学びや体験の場、広く都民等のレクリエーションの場、地域の活性の場としての有効活用を図る。
48	東京都立動物園におけるボランティア活動(東京動物園ボランティアーズ)	建設局	東京都恩賜上野動物園飼育課 (財)東京動物園協会)	動物園の社会教育、環境学習機能を高めるため、ボランティアが、入園者に対して動物の解説や野生動物の現状を説明し、よりよい動物園の利用をサポートする。また、園内の案内や誘導などの接遇、ふれあい動物の補助活動などを行う ・恩賜上野公園 ・多摩動物公園 ・井の頭自然文化園 ・葛西臨海水族園
49	小金井公園桜守ボランティア	建設局	(財)東京都公園協会	小金井公園内の桜の保護・育成・普及活動を行なう
50	東京都庭園ガイドクラブ	建設局	(財)東京都公園協会	都立庭園の利用拡大、来園者へのサービス及び庭園への理解を深めるため十分な知識を持ったガイドにより、日・祝祭日に実施する。 ・小石川後樂園 ・六義園 ・浜離宮恩賜庭園 ・清澄庭園

				旧岩崎邸庭園 神代植物公園
51	都立公園内の美化活動	建設局	恩賜上野動物園庶務課(財)東京動物園協会)	恩賜上野動物園の美化を推進することを目的に、園内の植込地にある実生木(種から芽を出した植物)の除去、枯枝・枯葉の除去、ゴミ清掃等の活動を月に1回実施していただいている。活動参加者に対して樹木についての知識・技術の有無については問わない、剪定バサミ・剪定ノコ等の用具は貸与、開園時間中に活動する等の状況から1回当たりの参加者は10名程度におさえていただいている。
52	東京港野鳥公園におけるボランティア活動	港湾局	臨海開発部海上公園課(財)東京港埠頭公社)	海上公園の多様な利用形態の一つとして、より多くの来園者へ野鳥観察などの手助けをするものであり、各々のボランティアの持つ広範な分野の知識・経験を活かし、かつ、自ら学習しながら来園者サービスの向上を図る。
53	大井ふ頭中央海浜公園「なぎさの森」におけるボランティア活動(なぎさの森おーいにボランティア)	港湾局	東京港防災事務所緑地課(財)東京港埠頭公社)	なぎさの森の自然性をさらに高め、地域に愛される郷土の森にしていくことを主な目的に、平成14年9月から毎月1回、草刈・清掃・剪定・堆肥づくりなどの活動を行っている。平成16年度にはボランティア会員の自主的な活動及び運営を目的に、運営委員会を設置し、会則を策定した。さらに、新たな種として、四つ目垣・樹名板・花壇作り・自然回復事業等も行った。
54	多摩川水源森林隊	水道局	浄水部浄水課	荒廃した人工民有林を緑豊かな森に再生するため、「多摩川水源森林隊」を設立し、都民参加による学習活動とボランティア主体の保全活動を行っている。 学習活動(1回25名程度)と保全活動(1回13名まで)を実施している。 学習活動は年3回程度、保全活動については、森林隊事務所を拠点とし、平成15年8月から週3回(木、土、日)の活動を行っている。
55	平成16年度「油断・快適! 下水道~下水道に油を流さないで!」キャンペーン	下水道局	総務部広報サービス課	当局では、公共下水道のつまりや公共用水域へのオイルボール流出の原因である、一般家庭や飲食店等から排出される油脂類対策として、平成13年から「油断・快適! 下水道~下水道に油を流さないで!」というキャンペーンを実施している。 この取組の中で、平成14年度から水環境に理解のある学生中心のボランティア団体(ユースウォータージャパン)の協力を得て、スーパー店頭や大学の学園祭で、都民の皆

				様に「下水道に油を流さない」ことへの理解と協力を求める啓発活動を実施している。なお、16年度より同団体は「東京水コース」と改名したが、水問題に取り組む活動内容は従来どおりであり、今回も協力をお願いした。
56	サービスサポーターとの協働による、親しみのある水再生センターづくり	下水道局	西部第一管理事務所落合水再生センター	<p>【目的】 地域の個人ボランティア(サービスサポーター)との協働によるせせらぎの里公苑での花壇づくりや、サービスサポーターネットワークを介しての小学校へのでまえ授業など、地域に愛される落合水再生センターの取組として実施している。</p> <p>【内容】 ・せせらぎの里公苑の花壇づくり ・でまえ授業 ・水再生センターイベントへの協力など</p>
57	多摩スタディワーク「森のワークキャンプ」	教育庁	生涯学習スポーツ部社会教育課 (財)東京都生涯学習財団)	東京の森林でのフィールドワーク、地元林業家「森づくり市民団体」の指導のもとに林業作業を体験することを通じて、今後の東京の森林づくりのあり方を考えると同時に、森林づくりのボランティアを育成する。
58	東京消防庁災害時支援ボランティアの育成	東京消防庁	指導広報部生活安全課	消防隊のみでの対応が困難な震災発生時に消火や救助などの消防活動を支援する専門ボランティアの登録・育成を行う。
59	高齢者交通指導員	警視庁	交通部交通総務課	高齢者宅に対する訪問による交通安全教育及び道路を横断しようとしている高齢者の保護誘導活動等のほか、高齢者に対し、明るく目立つ色の服装の着用や反射材の活用、自転車利用時のルールとマナーの遵守についてのアドバイスを行い、高齢者の交通事故防止を図る。
60	地域交通安全活動推進委員	警視庁	交通部交通総務課	道路交通法第108条の29に基づき、地域における道路交通に関するモラルを向上させ、交通安全を確保するためのリーダーとして、交通事故防止に関する交通安全教育活動、適正な車両の駐車等について住民の理解を求める活動を推進。
61	少年警察ボランティア	警視庁	生活安全部少年育成課	少年警察ボランティアは、少年の非行防止及び保護を通じて、少年の健全育成を図るための地域のリーダーとしての役割を果たす任務を担っており、地域社会における日常生活を通じた街頭パトロール活動、ひと声運動の実践、有害環境浄化活動、少年のたまり場等の地域実態把握活動、情報発信活動への協力等の基本任務のほか、それぞれ以

				<p>下の活動を行っている。</p> <p>警視庁委嘱少年補導員（約1,770人）</p> <p>不良行為少年の発見及び補導活動、少年相談に関する助言・指導、非行問題に取り組むサポートチーム活動等を通じて少年の非行防止及び健全育成を図るため、少年補導員（約1,000人）を委嘱しているほか、専門委員として「指導委員」「協助委員」「母の会委員」を委嘱している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導委員（約80人） <p>主として、風俗適正化法の規定に基づき、風俗営業等関係者に対する協力要請、保護者からの相談に応じた必要な助言・援助等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協助委員（約90人） <p>非行集団に所属する少年を離脱させるほか、非行防止のための助言・指導及び警察が行う非行集団解体活動に関する協力援助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母の会委員（約600人） <p>経験を生かして、子育て経験の浅い母親、子どもの健全育成又は非行問題で悩む母親等に対する助言・指導を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ひと声運動推進員（約3,360人） <p>自らもひと声運動を実践するとともに地域住民、関係機関・団体等に対する参加を呼びかけるなど、地域ぐるみでひと声運動の機運の醸成に努める。</p> <p>少年を守る環境浄化推進委員（約1,370人）</p> <p>地域と一体となった総合的な少年を取り巻く環境の浄化活動を行う</p> <p>少年の社会参加活動民間推進員（約200人）</p> <p>地域における少年の社会参加活動を促進し、地域が主体性をもって取り組む機運を盛り上げるとともに、社会参加活動を通じた少年の規範意識の高揚及び自立心の向上に資する活動を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害少年サポーター（約100人） <p>少年相談専門職員の指導助言の下、被害少年及びその保護者等に対する訪問活動等のきめ細かな継続支援活動を行う</p>
62	防犯ボランティアの活動支援事業	警視庁	生活安全部生活安全総務課	<p>地域住民による防犯パトロール等の自主的な防犯活動を支援し、更なる促進を図るため、自主防犯活動に必要な地域安全情報や資器材等を提供、合同パトロール等による支援を行う</p>

《参考文献》

『社会貢献活動団体との協働マニュアル』 東京都生活文化局